

長崎市告示第 5 1 2 号

長崎市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 14 日

長崎市長 鈴 木 史 朗

長崎市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成 2 1 年長崎市告示第 5 7 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
補助金区分	補助対象経費	算定額	補助金区分	補助対象経費	算定額
1 乳児受入促進雇用費	[略]	[略]	1 乳児受入促進雇用費	[略]	[略]
2 アレルギー児対応費	[略]	[略]	2 アレルギー児対応費	[略]	[略]
3 看護師雇上費	[略]	[略]	3 看護師雇上費	[略]	[略]
4 副食材料費	副食の提供に要する経費	1 施設当たり月額 <u>5, 1 0 0 円（施設が定める副食材料費の額が5, 1</u>	4 副食材料費	副食の提供に要する経費	1 施設当たり月額 <u>次に掲げる額の合計額とする。</u>

0 0 円を下回るときは当
該副食材料費の額とする。
) × (入所児童数 + 法第
2 0 条の規定により法第
1 9 条第 1 号の認定を受
けた者の合計 (長崎市特
定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条
例 (令和 5 年長崎市条例
第 4 1 号) 第 5 条第 3 号
ウに該当する児童に限
る。))
[削る]

(1) 月額 1 0 0 円 (施設
が定める副食材料費の
金額から 4, 9 0 0 円を
減じて得た額が 1 0 0
円を下回るときはその
額とする。この場合に

		[削る]	<u>において、当該額が 0 円</u> <u>を下回る場合は、0 円</u> <u>とする。) × 入所児童</u> <u>数（長崎市特定教育・</u> <u>保育施設及び特定地域</u> <u>型保育事業の運営に関</u> <u>する基準を定める条例</u> <u>（令和 5 年長崎市条例</u> <u>第 4 1 号。以下「基準</u> <u>条例」という。）第 5</u> <u>条第 3 号ア（イ）及び</u> <u>同号イ（イ）に該当す</u> <u>る児童に限る。）</u> <u>(2) 月額 5, 0 0 0 円（施</u> <u>設が定める副食材料費</u> <u>の額が 5, 0 0 0 円を下</u> <u>回るときは当該副食材</u> <u>料費の額とする。） ×</u> <u>（入所児童数 + 法第 2</u>
--	--	------	---

					<u>0 条の規定により法第</u> <u>1 9 条第 1 号の認定を</u> <u>受けた者の合計（基準</u> <u>条例第 5 条第 3 号ウに</u> <u>該当する児童に限る。</u> <u>））</u>
--	--	--	--	--	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。